

技能講習料金表

(2023.1.1～)

講習科目	現有免許資格等	日数 (最短)	講習時間		受講料		教本代 (税込)	修了証交付 手数料(税込)	合計金額
			学科	実技	受講料	消費税10%			
フォークリフト運転 技能講習 [最大荷重1トン以上]	A 大型特殊自動車免許(カタピラ限定なし)又は大型特殊自動車第二種免許(カタピラ限定なし)を有する方。								
	A 大型特殊免許(カタピラ限定付)、大型、中型、準中型もしくは普通自動車免許又は大型特殊第二種免許(カタピラ限定付)、大型第二種免許、中型第二種免許、もしくは普通自動車第二種免許を有し、かつフォークリフト特別教育を修了後、最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転の業務経験が3ヶ月以上ある方。	2	7	4	15,000円	1,500円	1,480円	1,650円	19,630円
	C 大型特殊免許(カタピラ限定付)、大型、中型、準中型もしくは普通自動車免許又は大型特殊第二種免許(カタピラ限定付)、大型第二種免許、中型第二種免許、もしくは普通自動車第二種免許を有している方。	4	7	24	32,000円	3,200円	1,480円	1,650円	38,330円
玉掛け 技能講習 [つり上げ荷重1トン以上]	A 免除科目のない方。	3	12	7	24,500円	2,450円	1,820円	1,650円	30,420円
	B クレーン・移動式クレーン・揚貨装置・デリックの特別教育を修了し、その運転業務経験が6ヶ月以上ある方。	3	12	6	23,500円	2,350円	1,820円	1,650円	29,320円
	C 1t以上のクレーン等の玉掛け補助の経験が6ヶ月以上ある方。	3	11	5	21,500円	2,150円	1,820円	1,650円	27,120円
	D 玉掛けの特別教育を修了し、その経験が6ヶ月以上ある方。	3	11	4	20,500円	2,050円	1,820円	1,650円	26,020円
	E クレーン・デリック(旧クレーン運転士免許、旧デリック運転士免許含む)、揚貨装置いずれかの運転士免許を有する方。	3	9	6	20,500円	2,050円	1,820円	1,650円	26,020円
	E 床上操作式クレーン、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方。								
小型移動式 クレーン運転 技能講習 [つり上げ荷重1トン以上 5トン未満]	A 免除科目のない方。	3	13	7	33,750円	3,380円	1,720円	1,650円	40,500円
	B クレーン・移動式クレーン・揚貨装置・デリック又は玉掛けの特別教育を修了しその運転業務経験が6ヶ月以上ある方。	3	13	6	31,250円	3,130円	1,720円	1,650円	37,750円
	C 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定1級合格者でショベル系、又は基礎工事事用操作施工法を選択した方、又は建設機械施工管理技術検定2級で第2種または第6種に該当するものに合格した方。	3	10	7	30,750円	3,080円	1,720円	1,650円	37,200円
	C 車両系建設機械(基礎工事事用)運転技能講習修了者。								
	D クレーン・デリック(旧クレーン運転士免許、旧デリック運転士免許含む)、揚貨装置いずれかの運転士免許を有する方。	3	10	6	28,250円	2,830円	1,720円	1,650円	34,450円
	D 玉掛け技能講習又は、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した方。								
E Cのいずれかの資格と、Dのいずれかの資格を合わせて有する方。	2	7	6	25,250円	2,530円	1,720円	1,650円	31,150円	
高所作業車運転 技能講習 [作業床の高さ10m以上]	B 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した方。								
	B 大型特殊免許、大型、中型、準中型もしくは普通自動車免許又は大型特殊第二種免許、大型第二種免許、中型第二種免許、もしくは普通自動車第二種免許を有する方。	2	8	6	29,750円	2,980円	1,820円	1,650円	36,200円
	B フォークリフト・ショベルローダ等、車両系建設機械、又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方。								
	C 移動式クレーン運転士免許を有する方、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方。	2	6	6	27,750円	2,780円	1,820円	1,650円	34,000円